

市立小中学校の入学・就学手続き

園学務課

(TEL6384・2457 FAX6368・9908)

来年4月に小学校へ入学する平成24年4月2日～25年4月1日生まれの幼児か小中学生がいる世帯で以下の場合は学務課で手続きが必要です。
 (1)外国籍で、新たに市立の小・中学校へ就学を希望する。
 (2)私立・国立の小・中学校へ入学・転学する。
 (3)市内に住んでいるが、住民登録地と異なる市立小学校へ入学する。
 (4)他の学区への転居が決まっています、あらかじめ転居先の市立の小・中学校への就学を希望する。

国民健康保険料 土日・夜間窓口相談

園国民健康保険室

(TEL6384・1240 FAX6368・7347)

市役所の執務時間内に来庁できない人の相談・納付を受け付けます。

土日窓口相談 10月6日(土)、7日(日)、11月3日(土・祝)、4日(日)、12月1日(土)、2日(日)午前10時～午後4時。

夜間窓口相談 10月25日(木)、11月29日(木)、12月27日(木)午後8時まで。

保育所など 4月からの利用申し込みを開始

園保育幼稚園室

(TEL6384・1592 FAX6384・2105)

対象の施設は、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業。

申込書の配布場所 保育幼稚園室、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、出張所、市民サービスコーナー、男女共同参画センターデュオ、児童会館、児童センター、のびのび子育てプラザ。市ホームページでダウンロードもできます。

▶**申し込み** 10月1日(月)～26日(金)午前9時30分～午後3時30分に市役所で。10月6日(土)、7日(日)は臨時受け付け。



10月は納期 市・府民税

園納税課

(TEL6384・1283 FAX6368・7344)

第3期分。納税は便利で確実な口座振替か自動払込を利用してください。

平成29年度決算 財政健全化判断比率等を公表

園企画財政室 (TEL6384・1287 FAX6368・7343)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公表します。実質赤字比率などの各指標は財政健全化計画の策定などが義務付けられる早期健全化基準などを大きく下回っています。

健全化判断比率

(単位：%) ▲はマイナス

指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
吹田市	— (▲3.59)	— (▲12.59)	▲2.2	— (▲43.0)
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がなく、将来負担比率は算出されないため、「—」と表示。()内は黒字額の比率などを▲と数字で表示。

公営企業の資金不足比率

(単位：%) ▲はマイナス

指標	水道事業会計	下水道事業会計
吹田市	— (▲59.8)	— (▲40.4)
経営健全化基準	20.0	20.0

資金不足額がないため「—」と表示。()内は資金剰余額の比率を▲と数字で表示。

義援金配分手続きを 大阪府北部地震

園福祉総務課

(TEL6384・1815 FAX6368・7348)

平成30年大阪府北部を震源とする地震の被災者に、全国から寄せられた義援金を配分します。以下の対象者は手続きが必要です。詳しくは問い合わせてください。

- (1)一部損壊の住宅被害があり、障がい者手帳を持つ人を含む住民税非課税世帯。
- (2)一部損壊の住宅被害があり、ひとり親の住民税非課税世帯。



11月から パスポートセンターが開設

園市民課

(TEL6384・1233 FAX6368・7346)

市パスポートセンターで、市内在住の人はパスポートの申請・受け取りができます。本籍が吹田市の人は、申請に必要な戸籍謄・抄本の交付サービス(有料)も利用できます。

業務時間

申請＝月～金曜日午前9時～午後4時30分

受け取り＝月～金曜日午前9時～午後5時30分、土曜日午前9時～正午

場所 さんくす3番館2階(朝日町)



開催・開館状況の確認を災害などの影響で催しや施設の利用が中止になる場合があります。詳しくは各担当へ。

高齢者・障がい者の タクシー利用助成額を拡大

■通院困難者タクシークーポン券

園高齢福祉室支援担当

(TEL6384・1375 FAX6368・7348)

通院のためのタクシー乗車1回に660円を上限に助成します。すでに今年度分を交付されている人には差し替え分を郵送しました。届いていない人は高齢福祉室へ連絡してください。

▶**対象** 市内在住の住民税非課税世帯で、65歳以上の要介護認定1以上の人。重度障がい者福祉タクシー料金助成事業の対象者や生活保護受給者、特別養護老人ホームなどの入所者は除く。

▶**申し込み** 介護保険被保険者証を持って高齢福祉室か各地域包括支援センターへ。1月2日以降の転入者は、世帯全員の平成30年度課税証明書も必要。郵送でも申請可。申請用紙は市ホームページからダウンロードできます。

■重度障がい者福祉タクシー利用券

園障がい福祉室

(TEL6384・1347 FAX6385・1031)

乗車1回に660円を上限に助成します。すでに今年度分を交付されている人には差し替え分を郵送しました。届いていない人は障がい福祉室へ連絡してください。

▶**対象** 身体障がい者1・2級で視覚、肢体(上肢障がいのみは除く)、内部の障がい者(児)。重度(A)の知的障がい者(児)。1級の精神障がい者(児)。いずれも在宅の人。所得制限あり。

▶**申し込み** 所定の用紙を障がい福祉室か各地域包括支援センターへ。1月2日以降の転入者は世帯全員の平成30年度課税証明書も必要。